

連合「ジェンダー平等推進計画」

連合「ジェンダー平等推進計画」は 新たなフェーズへ!



労働組合として男女が平等に参画した体制のもと、様々な課題解決に向けて取り組むことが、職場・社会のジェンダー平等の推進・持続可能性の向上につながります。連合「ジェンダー平等推進計画」フェーズ2のスタートを切る今こそ、各組織のトップリーダーの強いリーダーシップのもと、組織一丸となって取り組みを加速させる時です。



連合本部・構成組織・単組・地方連合会の具体的な目標

| Change! 達成目標 必ず達成 | | 連合本部 | 構成組織・単組 | 地方連合会 |
|-------------------------|--|-----------|-----------|-----------|
| 1 | トップリーダー自らが、男女平等参画・ジェンダー平等推進についてのメッセージを発信 | ● (新規) | ● (新規) | ● (新規) |
| 2 | 運動方針に「ジェンダー平等の推進」と明記 | ● | ● | ● |
| 3 | 組合員の男女比率を毎年調査、把握 ※連合本部が引き続き「参画調査」を実施 | ● | ● | ● |
| 4 | 「ジェンダー平等の推進」を目的とする委員会などの会議体を設置 | (推進→達成) | (推進→達成) | (推進→達成) |
| 5 | 組合活動への参画を促進するため、会議や研修などの開催時間・場所・方法などを工夫 | (推進→達成) | (推進→達成) | (推進→達成) |
| 6 | 女性役員の育成・選出を目的とした研修や、役員選出後のフォローを実施 | ● (新規) | ● (新規) | ● (新規) |
| 7 | 女性役員(会計監査を除く)を選出 | ● | ● | ● |
| 8 | 執行機関への女性組合員比率に応じた女性の参画 | ● | (推進→達成) | ● |
| 9 | 女性を常時上三役(会長・会長代行・事務局長)に登用し得る環境整備 | ● | — | — |
| Challenge! 推進目標 推進すべき目標 | | | | |
| 10 | 女性を三役に登用 | ● (新規) | ● (新規) | ● (新規) |
| 11 | 執行機関への女性の参画率50% | ● (新規) | ● (新規) | ● (新規) |
| 12 | 大会や中央委員会などの決議機関への女性組合員比率に応じた女性の参画 | ● | ● | ● |

Action 2025 春季生活闘争

●発行者／日本労働組合総連合会（連合）〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 ●発行／2024年12月

Action 2025 春季生活闘争

ジェンダー平等に向けて次のフェーズへ



ジェンダー平等の実現



職場点検チェック

- ハラスメントを禁止する職場のルールを確認しよう
- 男女の賃金実態を把握しよう
- 女性活躍推進法の事業主行動計画を確認し、男女間の格差を是正しよう
- 育児・介護休業法で定められている両立支援制度の内容を確認しよう
- 連合「ジェンダー平等推進計画」フェーズ2の内容を確認・推進しよう



連合版ジェンダー監査

日々の取り組みに男女平等参画、ジェンダー平等の視点が取り入れられているかを確認するツールです。積極的に活用しましょう。



ハラスメント

職場における ハラスメントをなくそう



知っていますか? 「LGBT」「SOGI」



制作(株)アプレコミュニケーションズ

最近よく聞く「LGBT」、この言葉の意味を正確に知っていますか?

いわゆる「LGBT」について正しく認識するためには、「SOGI(性的指向・性自認)」について理解することが欠かせません。

同性パートナーにも等しく福利厚生の適用を求めよう!



ハラスメント

ハラスメント禁止に向けた取り組み



ハラスメント禁止のルールの導入を事業主に働きかけよう



ハラスメント防止措置の内容

(労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法)

| パワハラ | マタハラ ケアハラ | セクハラ |
|------|--------------|------|
| ○ | ○ | ○ |
| - | ○ | - |
| - | △ | - |
| ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ |
| △ | △ | △ |
| ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ |
| △ | - | - |
| △ | △ | △ |
| △ | - | - |
| - | ○ | - |
| △ | △ | △ |

○ 必ず講じる △ 講じることが望ましい - 特に規定なし

女性活躍推進法

行動計画を確認し、
格差を積極的に
是正しよう

事業主行動計画の策定と公表
が101人以上雇用する事業
主に義務づけられています。

企業規模にかかわらず
策定・公表する
ことが大事です

事業主行動計画の流れ

女性の活躍に関する
状況の把握、課題分析



STEP 1
P(計画) D(実行)
C(評価) A(改善)
サイクルに
積極的に関わろう!

行動計画の策定、
社内周知、公表

女性の活躍を推進するため
に改善すべき事情を分析した
上で、その結果を勘案して、計
画を定めます。



取り組みの実施、
効果の測定

定期的に達成状況や行動計
画の状況を点検・評価の状
況を点検・評価し、ステップ
1に戻ります。

STEP 4

行動計画を
策定した旨の届出

行動計画を策定した旨を都
道府県労働局の雇用環境・
均等部(室)に届け出ます。



- 事業主行動計画のPDCAサイクルに積極的にかかわりましょう。
- 「男女の賃金の差異」に注目しましょう。
公表義務がなくても、企業規模にかかわらず取り組むことが大事です。
- 積極的に情報公表を行い、働きやすく人材が集まりやすい職場をめざしましょう。
- 「男女の賃金の差異」を分析し、是正に向けて取り組むとともに、差異の要因や是
正に向けて取り組みを「説明欄」に記載しましょう。

データベースで
公表した情報は、
就職活動している
学生・求職者が
参考にすることもあるよ!



職場の状況を
把握するための
「状況把握項目」とそれを公表する
「情報公表項目」があるよ。

詳しくは、
このURLから
確認してみてね



男女間賃金格差

男女間の賃金格差を
是正しよう

男女間賃金格差の構造

男女間賃金格差

幹部社員などへの
登用の遅れ

意思決定過程に
女性の関与不足

任される業務に差

非正規雇用を選択

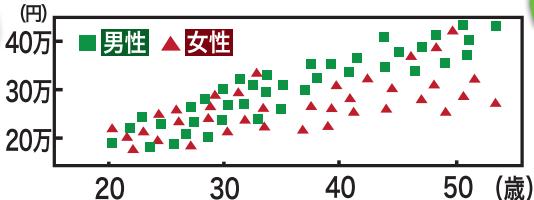
生活と仕事の両立困難

長時間労働を前提とした働き方、
アンコンシャス・バイアス、ジェンダー・バイアス、
固定的性別役割分担意識

- 長時間労働、
- アンコンシャス・バイアス、
- 固定的性別役割分担意識
から、
賃金格差が生じていきます

男女別に賃金分布を
「見える化」して格差是正に
取り組もう!

▼賃金プロット図の例



こんな傾向に
なっていませんか?



固定的性別役割分担意識や慣行などに
よって仕事の配置や配分、研修などの
育成計画に男女の偏りなどが
ないか確認しましょう。

ワーク・ライフ・バランス

育児支援の制度が拡充



3歳から就学までの期間を中心に措置が拡充されます。
会社と協議し、制度を周知しましょう。

育児に関する主な制度



現行の権利・措置義務

見直し

現行の努力義務

育児休業
(保育園に入園できない場合、最長2歳まで延長可)

出生時育児休業
(産後パパ育休)

育児目的休暇

フレックス・時差勤務・保育施設の設置運営

テレワーク (努力義務)

短時間勤務制度

※困難な場合の代替措置
・育児休業に関する制度に準じる措置
・フレックス・時差勤務・保育施設の設置運営
➡テレワークを追加

残業免除

子の看護等休暇(1人あたり5日/年)

取得事由: 病気・けが、予防接種・健診、学級閉鎖、入園・入学、卒園式

残業制限・深夜業の制限

柔軟な働き方を実現するための措置

- ①フレックス・時差勤務
 - ②テレワーク等
 - ③保育施設の設置運営
 - ④養育両立支援休暇の付与
 - ⑤短時間勤務制度
- ※②と④は原則時間単位で利用可

①～④は
フルタイムでの
柔軟な働き方

延長

小学校3年生
まで

延長

継続雇用された期間にかかわらず利用可!
労働協約を確認しましょう!!

介護の制度に関する個別の周知・意向確認が義務化

①実際介護に直面した人に対して、

- ・社内の介護両立支援制度を周知し、
介護と仕事の両立の仕方について意向を確認します。



②40歳になる(なった)人に対して、

- ・社内の介護両立支援制度の周知と、可能であれば介護保険制度に関する情報提供を行います。

※①②ともに、介護の各両立支援制度の目的も周知することが望ましいとされています。



育児との両立に関して、
会社は制度の周知と働き方に関する
個別の確認が必要です!

「面談」での
意向確認が
ベストだよ! !

3歳以降、うちの会社では、
フレックス勤務とテレワーク
が使えるけどどう働きたい?

家庭との両立はできそう?



わかりました。人事と話して
みます。今後も定期的な
面談をしていきましょう。

フレックスとテレワーク
を使ってフルタイムで働くつもりです。

実は、子に障がいがある
場合が大変になります。
制度の利用期間延長はでき
ないでしょうか。

家庭環境に
かかわらず、だれもが
仕事と育児の両立が
できるようにしましょう!

